

## 長崎市告示第501号

長崎市オープンイノベーション型新規事業創出プロジェクト推進費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年7月12日

長崎市長 田上 富久

### 長崎市オープンイノベーション型新規事業創出プロジェクト推進費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における地域経済の継続的发展を図るため、オープンイノベーションによる新たなビジネスモデル創出に向けた取組を行う民間事業者に対し、予算の定める範囲内において、長崎市オープンイノベーション型新規事業創出プロジェクト推進費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) オープンイノベーション 複数の主体による協働のもと、技術、アイデア、サービスその他事業化のための必要な資源を組み合わせ、革新的で新しい価値を創出する手法をいう。
- (2) 民間事業者 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社

イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号

に規定する中小企業者及び同法第2条第5項に規定する小規模企業

者

ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）

第3条第1項に規定する中小企業団体（信用協同組合を除く。）

エ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第4条に規定する

農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに同法第72条の10第1項に掲げる農事組合法人

オ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項

に掲げる事業を行う漁業協同組合、同法第78条に掲げる事業を行う漁業生産組合、同法第87条第1項に掲げる事業を行う漁業協同組合連合会、同法第93条第1項に掲げる事業を行う水産加工業協同組合、同法第97条第1項に掲げる事業を行う水産加工業協同組合連合会及び同法第100条の2第1項に掲げる事業を行う共済水産業協同組合連合会

(3) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する

大学、高等専門学校並びに研究開発を主たる業務とする国又は地方公共団体が設立した研究機関及び独立行政法人をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、

長崎市内に事務所又は事業所を有する民間事業者であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

(1) 民間事業者二者以上又は民間事業者二者以上及び大学等（以下「構成員」という。）により構成されるグループで事業を実施すること。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものではないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、オープンイノベーションを活用した新たなビジネスモデルの創出に向けた取組で、補助金の交付の決定の日から規則第12条の規定による実績報告の日まで（以下「補助事業期間」という。）に実施した事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない額をいう。以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の5分の4に相当する額とし、50万円を上限の額（この額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項に規定する市長が定める期日は、補助対象事業を行う年度の1月末日とする。

2 規則第3条第1項第1号及び第2号の書類は、事業計画書（第1号様式）及び収支予算（精算）書（第2号様式）とする。

3 規則第3条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 各構成員の役割、事業の実施体制その他必要事項を記載した書類
- (2) 補助対象者の登記事項証明書（履歴事項全部証明書。法人の場合に限る。）
- (3) 補助対象経費が確認できる見積書等の写し

4 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第3号の書類の添付は、省略するものとする。

(補助金の交付の変更)

第8条 規則第5条第3項に規定する補助事業等変更中止（廃止）承認申請書に添付する書類は、第7条に規定する交付の申請に係る添付書類のうち、変更が生じたものとする。

(軽微な変更の範囲)

第9条 規則第5条第1項第1号に規定する市長が認める軽微な変更は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の交付の目的の達成及び既に交付の決定を受けた事業計画に基づく補助対象事業の遂行に支障のない範囲の変更であること。
- (2) 補助対象経費の総額の2割以内の変更であって、補助金の増額を伴わないものであること。

(交付の条件)

第10条 規則第5条第1項第4号の市長が必要と認める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金に係る経費の収支を明らかにする書類、帳簿等を整備のうえ、補助をした年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (2) 補助事業期間に市長から求めがあったときは、事業の遂行状況について、市長に報告すること。

(申請の取下)

第11条 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、規則第6条第1項の規定による通知を受領した日から起算して14日を経過した日とする。

(実績報告)

第12条 規則第12条に規定する別に定める期日は、補助対象事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は補助対象事業を行った年度の3月末日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第1号に規定する収支決算書は、収支予算（精算）書によるものとする。

3 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象事業の内容を証する契約書等の写し

(2) 補助対象経費の支払を証する領収書等の写し

(3) その他必要な書類

（財産の処分の制限）

第13条 規則第19条ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）で定める耐用年数とする。

2 規則第19条第2号又は第3号に掲げる別に定めるものは、省令に定められた資産とする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同

日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もその効力を有する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	内 容
(1) 報償費	外部専門家等に対する謝礼金、事業協力等に対する謝礼として支払われる経費
(2) 消耗品費	事業の実施に必要な物品であって、備品（取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの）に属さないものの購入等に要する経費
(3) 通信運搬費	本事業の遂行に必要な郵便代、通信費、郵送料として支払われる経費
(4) 外部委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当ではないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費
(5) 機械器具借上料	補助対象事業の実施に必要な機器、器具等のリース・レンタルに要する経費
(6) 原材料費	事業の実施に必要な加工用資材に要する経費
(7) その他経費	事業を行うために必要な経費であって、前各号に属さないもの